

森林組合の経営基盤強化に向けた法改正

— 森林組合法改正案をめぐる国会論議 —

田辺 真裕子

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和2年5月、森林組合間の合併以外の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等を内容とする森林組合法改正案が衆議院で可決・成立した。

衆参の農林水産委員会における審議では、販売事業の拡大を通じた森林組合の経営基盤の強化、森林組合への女性・若年者の参画促進、森林組合の事業の目的から非営利に関する規定を削除する理由等について議論が行われた。

法律の運用に当たっては、森林組合が多様な連携手法を活用し、販売事業の強化を図ること、実践的な能力を有する理事の配置や、後継者を始めとする女性や若年者の参画促進により、森林組合やその理事会の活性化を図っていくこと等が求められる。

1. はじめに

令和2年5月、「森林組合法の一部を改正する法律案」（第201回国会閣法第45号。以下「本法案」という。）が衆議院本会議で可決・成立した¹。

森林・林業に関しては、平成31年4月、手入れの行き届いていない森林を、市町村の仲介により「意欲と能力のある林業経営者」に集積・集約化する「森林経営管理制度」がスタートし、森林組合²も、この制度の担い手として期待されている。森林組合は、これまで合併の推進により徐々に経営基盤を強化してきたが、組織や財務の基盤が小規模・脆弱な森林組合も依然として相当数存在していること、さらなる合併が難しいケースがあること等を踏まえ、本法案には、合併以外の多様な連携手法の導入が盛り込まれた。

また、森林組合には、正組合員や理事の高齢化、女性比率の低迷等の課題があり、組合

¹ 本法案は、参議院先議で審議が行われた。

² 1（（1）及び（2）を除く）、2、5及び6において、「森林組合」とは、①森林組合のみを指す場合、②森林組合及び森林組合連合会を指す場合、③森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会を指す場合があるが、明確に区別できない場合もあることから、①、②及び③のいずれも「森林組合」と表記している。

員の確保や理事会の活性化が求められていることから、本法案には、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化等も盛り込まれた。

以下、本法案の概要と審議経過、主な国会論議について紹介する。

図表 森林組合法の一部を改正する法律案の概要

森林組合法の一部を改正する法律案の概要

背景

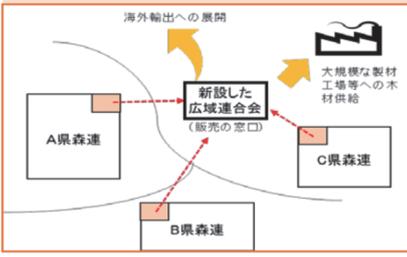
- 戦後造成された人工林の本格的な利用期の到来や、近年における森林経営管理制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。
- このため、森林組合と組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるよう、森林組合の組織運営に係る制度の見直しが必要。

法律案の概要

1. 組合間の多様な連携手法の導入

- (1) 森林組合及び森林組合連合会の主要事業である販売事業等を譲渡するには総会の決議又は特別決議を経る必要がある旨を規定する。
(第61条、第63条、第107条、第109条第3項)
- (2) 森林組合又は森林組合連合会がその事業を分割して他の森林組合又は森林組合連合会に承継させることを可能とする、吸収分割の制度を導入する。
(第63条、第88条の2～第88条の9、
第108条の4～第108条の11、第109条第3項)
- (3) 2以上の森林組合又は森林組合連合会がそれぞれの事業を分割して新たに設立する森林組合連合会に承継させることを可能とする、新設分割の制度を導入する。
(第63条、第108条の12～第108条の19、
第109条第3項)

分割手法の活用イメージ
(複数の県森連が新設分割を行う場合)



海外輸出への展開
A県森連
B県森連
C県森連
新設した広域連合会 (販売の窓口)
大規模な製材工場等への木材供給

2. 正組合員資格の拡大

森林所有者である個人と同一の世帯に属する者のうち当該個人から指定を受けた一人については正組合員となる旨の規定について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の上限を設けないこととする。(第27条)

3. 事業の執行体制の強化

- (1) 販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を一名以上配置することを義務付ける。
(第44条第10項、第109条第3項)
- (2) 理事の年齢・性別に著しい偏りが生じないように配慮すべき旨の規定を追加する。
(第44条第11項、第109条第3項)
- (3) 森林組合及び森林組合連合会が事業を行うに当たっては、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨を明記する。
(第4条)

施行日：令和3年4月1日

(出所) 林野庁資料

（１）森林組合法の概要

「森林組合法」（昭和 53 年法律第 36 号）³は、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会⁴の事業の目的、事業の種類・内容、組合員資格、組織等について定めた法律である。

同法は、「森林所有者の協同組織の発達を促進することにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もって国民経済の発展に資すること」を目的としている（第 1 条）。

（２）森林組合の合併推進策の概要

昭和 38 年度から平成 13 年度にかけては、森林組合組織の整備強化、体質改善、経営基盤強化等のため、「森林組合合併助成法」（昭和 38 年法律第 56 号）により、合併が推進されてきた。

同法は、「適正な事業経営を行なうことができる森林組合を広範に育成して森林所有者の協同組織の健全な発展に資するため、森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業経営の基礎を確立するのに必要な助成等の措置を定めて、森林組合の合併の促進を図ること」を目的としている。

同法は、森林組合が、合併により、合併後の組合を適正な事業経営を行うことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下「合併及び事業経営計画」という。）を立て、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めるとしており、合併及び事業経営計画の内容や助成措置等について定めている。

同法による助成措置や税制特例措置は既に終了しているが、現在の合併支援措置としては、一定の要件を満たす組織再編行為（合併、分割、現物出資、現物分配）については、例外的に課税を発生させない「組織再編税制」がある⁵。

これらの取組の効果もあり、昭和 29 年度に 5,289 組合であった森林組合数は、平成 30 年度末で 617 組合となり、一定の集約化が進んだ。

2. 本法案提出の経緯

森林所有者の協同組合である森林組合は、地域の林業経営の重要な担い手として、森林の整備、山村の活性化に貢献してきた。

³ 森林組合制度は、民有林における森林資源の開発や培養を進めるため、森林所有者が森林施業等の事業を協同で行うための団体組織として、明治 40 年、森林法の中に創設された。その後、昭和 26 年に協同組合原則にのっとった森林所有者のための協同組織として位置付けられ、さらに昭和 53 年に森林法から分離され、森林組合法が制定された。

⁴ 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会の違いは、以下のとおりである。
森林組合：組合員たる森林所有者の森林経営のために共同利用事業を行うもの。
生産森林組合：主に組合員からの出資と労働の提供によって自ら森林を経営するもの。
森林組合連合会：森林組合、生産森林組合又は他の森林組合連合会を会員とし、会員又はその構成員のために共同利用事業を行うもの。

⁵ 「法人税法」（昭和 40 年法律第 34 号）第 62 条の 2～4。なお、森林組合と森林組合の合併においては、組織再編税制の適用（課税の特例）が受けられる「適格合併」の要件が、令和 4 年 3 月 31 日まで緩和される特例が設けられている（「租税特別措置法」（昭和 32 年法律第 26 号）第 68 条の 2）。

近年、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、「森林経営管理法」（平成30年法律第35号）が制定（平成31年4月1日施行）され、森林経営管理制度が創設された。森林経営管理制度とは、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定し、①市町村が、林業経営に適した森林を「意欲と能力のある林業経営者」に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定する、②林業経営に適さない森林等は、市町村自らが経営管理を行う、という制度である。

この制度を円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、国有林について、民有林を補完する形で長期・安定的に林業経営者に木材を供給することが有効であるとして、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）が改正された（令和2年4月1日施行）。同法改正により、「意欲と能力のある林業経営者」等が、国有林において、一定期間、安定的に樹木を採取できる権利（樹木採取権）が創設された。

また、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）が制定され、森林環境譲与税（令和元年度から譲与開始）・森林環境税（令和6年度から課税開始）が創設された。

このような中で、森林組合も、「意欲と能力のある林業経営者」として現場を支えていくことが期待されている。

森林組合については、これまでは主に合併の推進により徐々に経営基盤を強化してきたところであるが、組織や財務の基盤が小規模・脆弱な森林組合も、依然として相当数存在している。また、組合員の確保や、理事会の活性化も求められている。

このような状況を受け、林野庁の林政審議会及び同施策部会で審議が行われた後、令和2年3月6日に本法案が閣議決定され、国会に提出された。

3. 本法案の主な内容

（1）多様な連携手法の導入

本法案では、合併以外の多様な連携手法として、事業譲渡、吸収分割、新設分割が規定されている。

ア 事業譲渡

事業譲渡とは、森林組合及び森林組合連合会が、事業の全部又は一部を譲渡するものであり、従来から「民法」（明治29年法律第89号）第555条の規定（売買）により可能であったが、本法案において、手続（事業の一部を譲渡する際には総会の決議を経なければならない等）が明確化されている。

イ 吸収分割

吸収分割とは、森林組合が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の森林組合又は森林組合連合会に承継させること、及び、森林組合連合会が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割して他の森林組合連合会に承継させることである。

吸収分割は、包括的に権利義務を移転するものであるため、法律的な根拠がなければ行うことができない。本法案では吸収分割を可能とするとともに、その手続について定めることとしている。

ウ 新設分割

新設分割とは、2以上の森林組合又は森林組合連合会が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する森林組合連合会に承継させることである。

吸収分割と同様に、包括的に権利義務を移転するものであるため、法律的な根拠がなければ行うことができないが、本法案では新設分割を可能とするとともに、その手続について定めることとしている。

(2) 正組合員資格の拡大

現行法では、森林所有者である個人と「同一の世帯に属する者」のうち、当該個人から指定を受けた「一人」について正組合員となることができる旨の規定について、本法案では、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の上限を定めないこととしている。なお、「推定相続人」は、民法において配偶者、子等と定められている⁶。

(3) 事業の執行体制の強化

ア 実践的な能力を有する理事の配置

本法案により、林産物等の販売事業を行う森林組合等⁷には、販売事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を1名以上配置することが義務付けられる。

イ 理事の年齢・性別の著しい偏りの是正

本法案においては、森林組合等は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が追加される。

ウ 事業の目的規定の改正

森林組合等⁸の事業の目的規定から、森林組合等が「営利を目的としてその事業を行ってはならない」旨の規定が削除され、森林組合等が「その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨の規定が追加される。

(4) その他

ア 専用契約に関する規定の廃止

本法案では、専用契約（組合員が当該森林組合の事業の一部を専ら利用すべき旨の契

⁶ 「推定相続人」とは、「相続が開始した場合に相続人となるべき者」（民法第892条）で、具体的には、被相続人の配偶者（同法第890条）、被相続人の子（同法第887条）、被相続人の子が死亡している場合等は被相続人の孫（同法第887条）、被相続人に子がない場合は被相続人の直系尊属（同法第889条）、被相続人に子や直系尊属がない場合は被相続人の兄弟姉妹（同法第889条）である。

⁷ 3（3）ア、イ及び3（4）イにおいて、「森林組合等」とは、森林組合及び森林組合連合会のことをいう。

⁸ 3（3）ウにおいて、「森林組合等」とは、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会のことをいう。

約)に関する規定を削除することとされている。

イ 役員⁹の競業¹⁰禁止義務に係る規定の廃止

本法案では、森林組合等の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者が当該森林組合等の理事になってはならない(役員⁹の競業¹⁰禁止義務)との規定を削除することとされている。

農業協同組合法における理事等の競業禁止義務に関する規定(平成27年の農業協同組合法改正により削除)に係る判決によれば、当該規定は、役員等に対し競業禁止義務を課したにとどまるものであって、その就任資格を制限したものではないとされている(昭和44年2月28日最高裁判所第二小法廷判決)。最高裁判例から、森林組合法の規定も競業関係にある者の就任禁止でないと解釈されるものの、競業であれば理事になれないという誤解を与えないよう、削除されるものである。

ウ 出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続の簡略化

森林組合が出資一口の金額の減少を議決したときは、現行法では、最新の財産目録・貸借対照表を作成し、債権者の閲覧に供する必要があるが、本法案では、最新の財産目録・貸借対照表を作り直す必要はなく、直近のものでよいとされている。合併の場合も、本法案に同様の異議申立手続の簡略化が盛り込まれている。

4. 審議の経過

(1) 参議院における審議

本法案は、令和2年5月11日、参議院農林水産委員会に付託され、5月12日に趣旨説明を聴取した後、5月14日に質疑・採決が行われた。

質疑終局後、日本共産党より反対する旨の討論が行われ、本法案は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決した。なお、附帯決議が付された⁹。

5月15日、参議院本会議において、賛成多数で可決され、衆議院に送付された¹⁰。

(2) 衆議院における審議

参議院から送付された本法案は、令和2年5月25日、衆議院農林水産委員会に付託され、5月26日に提案理由説明を聴取した後、5月27日に質疑・採決が行われた。

質疑終局後、日本共産党より反対する旨の討論が行われ、本法案は賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決した。なお、附帯決議が付された¹¹。

5月28日、衆議院本会議において、賛成多数で可決・成立した。

⁹ 「森林組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/f070_051401.pdf (令2.7.9 最終アクセス)

¹⁰ 参議院本会議における議案の表決方法は、先例上、原則として押しボタン式投票であるが、第201回国会中、令和2年4月10日以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため、起立採決により行われており、本法案も起立採決により可決された。

¹¹ 「森林組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/nousuiE52301144A20BB4349258576002FCF58.htm (令2.7.9 最終アクセス)

5. 主な国会論議

(1) 本法案の提案理由

本法案の提案理由について、江藤拓農林水産大臣は、森林組合が、組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるようにするためと説明した。また、江藤大臣は、森林組合には、森林経営管理制度の担い手である意欲と能力のある林業経営者として、森林の経営管理の集積、集約、木材の販売等の強化、これらを通じた山元¹²への一層の利益還元を進めることが期待されていると述べた¹³。

(2) 多様な連携手法の導入

これまでは、森林組合の経営基盤強化のため、合併が推進されてきており、森林組合法において規定される連携手法は合併のみであったが、本法案では、合併以外の多様な連携手法として、事業譲渡、吸収分割、新設分割が規定されている。

ア これまでの合併促進施策への評価

加藤寛治農林水産副大臣は、これまで、健全な経営基盤の確立に向けて合併の推進等に取り組んできた結果、現在、全体の8割の森林組合が黒字となっている旨、述べた。一方、山元における林業採算性の長期低迷・経営意欲の低下等により、伐採後に再造林されていない箇所が発生しており、このような状況の改善を図るため、森林組合が一層の山元への利益還元を進めていくことが重要であるとの認識を示した¹⁴。

イ 多様な連携手法を導入する趣旨

加藤副大臣は、多様な連携手法の活用により、職員の帰属や事業に係る費用負担等を明確にした上で、販売に関する直接の契約の主体として需要の変化に応じて機動的に対応できるようになることにより、安定供給体制の構築が可能になるとの考えを述べた¹⁵。また、近年拡大している大規模製材工場や輸出といった大口の需要に対して、複数の森林組合による安定供給体制を構築し、山元に有利かつ安定した価格で販売するためのマーケティング強化を図ることが重要であると述べた¹⁶。

江藤大臣は、連携手法の活用により、森林組合が市場でより価格形成力を持ち、山元への利益還元を向上させることを期待している旨、述べた¹⁷。

ウ 多様な連携手法の活用

多様な連携手法の活用について、加藤副大臣は、販売部門を統合した森林組合連合会の設立により、県域を越えた木材流通の取りまとめ、大規模工場等に対する価格交渉、海外輸出への展開など、広域的な販売体制の強化を図る取組が進むことが想定されると

¹² 森林所有者。森林組合や林業事業体など林業関係者を広く含む意味で使われる場合もある。

¹³ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第11号8頁(令2.5.12)

¹⁴ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

¹⁵ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

¹⁶ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

¹⁷ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

述べた¹⁸。

林野庁は、現行制度の下でも、県の森林組合連合会の連携事例として、九州地方北部における輸出の取組や、中部地方における安定供給の取組等があるとしている¹⁹。

エ 多様な連携手法と合併との違い

多様な連携手法と合併との違いについて、林野庁は、合併が森林組合の組織単位で権利義務の全てを別の森林組合に承継させる制度であるのに対し、新たに導入する手法は、事業ごとの連携強化が可能となる点で異なっていると説明した²⁰。

オ 合併を進めることが難しい場合

河野義博農林水産大臣政務官は、合併は、資本や役職員が増えることによる直接的な経営基盤の強化を図ることができるが、一方で、近年は、合併が一定程度進展したことに加え、地理的に広域合併には限界がある場合があること、森林組合を残したい地元市町村や地元組合員との関係などから地元調整が進まない場合があること、一方の森林組合が他方の森林組合の不採算部門の引受けを嫌う場合があることなどにより、合併を進めることが難しい地域もあるとしている²¹。

カ 合併と多様な連携手法の今後の政策的位置付け

合併と多様な連携手法の今後の政策的な位置付けについて、林野庁は、多様な連携手法には、森林組合を地元に残したまま事業ごとに連携を強化することが可能であるというメリットがあるが、合併と比較すると組織全体の合理化にはつながりにくい面があるため、合併が可能な場合には合併を活用し、地域の事情等により合併が進まない場合には、多様な連携手法を活用することになるとの考えを示した²²。

キ 民業圧迫の懸念

多様な連携手法の導入は、森林組合の経営基盤の強化に資するものであることから、本法案が民業圧迫につながる懸念があるとの指摘があった。これについて藤木眞也農林水産大臣政務官は、民業を圧迫することがあってはいけないとした上で、森林組合の連携強化等により、安定供給体制を構築し、川上側である森林組合が、製材工場等に対する価格交渉力を向上させることができれば、森林組合だけでなく、周囲の川上側の民間事業者にも収益性の向上というメリットをもたらすものと考えている旨、答弁した²³。

ク 労働者の労働条件

本法案では、吸収分割による労働契約の承継については、事業を分割する森林組合と承継する森林組合で協議した後分割する事業に従事する労働者と協議することとなっているが、労働条件が維持される保障はあるのか問われた。これについて林野庁は、分割によって労働者が組織を移る場合には、本法案により追加される森林組合法第 88 条の 7 第 2 項の規定により、読み替えて準用する「会社分割に伴う労働契約の承継等に関

¹⁸ 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 12 号（令 2.5.14）

¹⁹ 第 201 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 14 号 9 頁（令 2.5.27）

²⁰ 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 12 号（令 2.5.14）

²¹ 第 201 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 14 号 3 頁（令 2.5.27）

²² 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 12 号（令 2.5.14）

²³ 第 201 回国会参議院農林水産委員会会議録第 12 号（令 2.5.14）

する法律」(平成12年法律第103号)第3条の規定に基づき、既存の労働契約が承継されると答弁した。また、森林組合が分割を行う場合は行政庁の認可を要することとしており、法令に違反する分割の認可が行われ、森林組合に雇用される者が不利益を受けるようなことがないよう、しっかりと監視、指導を行う考えであるとした²⁴。

(3) 正組合員資格の拡大

現行法では、いわゆる後継者規定として、同一世帯に属する者のうち森林所有者から指定を受けた一人について正組合員となることを可能としているが、本法案では、森林所有者の推定相続人(配偶者、子等)が正組合員になることができることとともに、指定を受けることのできる人数の上限も設けないこととしている。

ア 正組合員資格拡大の必要性

現行制度における課題として、藤木大臣政務官は、子が森林所有者と同一世帯に属していないケースが増えていること、配偶者と子など複数の者が経営に参画している場合に、一人しか指定できないことにより、指定が行われにくく、配偶者や若年層が組合員になりにくいことを挙げた。このため、若年層や女性の参画を促進していく観点から、正組合員資格を、同一世帯に属する者から推定相続人に改めるとともに、指定を受けることができる人数の制限を設けないこととする旨、説明した²⁵。

イ 組合活動に関心のない正組合員の増加

同一世帯の要件を緩和することで、森林管理や組合活動に関心のない正組合員が増加することや、不在村の推定相続人との連絡調整がスムーズに行われず、森林組合の意思決定に支障を来すことがないかが問われた。これについて林野庁は、森林所有者に加えて正組合員に追加できるのは森林所有者から委託を受けて森林経営を行う者で、経営に関わる後継者であることから、森林組合の経営に関心を持っていることが想定されるとした。一方、親元から離れて暮らす経営に関わる組合員の関心を維持することが難しくなることも考えられるため、森林組合への関心を更に高めるため、広報誌やホームページなどによる情報発信や、書面やインターネット等の手段を用いた総会への参加等により、組合員が森林組合の意思決定に積極的に参加できる環境を整備することが必要であるとの考えを示した²⁶。

ウ 相続に関する効果

正組合員資格の拡大により、後継者をあらかじめ指定しておくことが可能となり、所有者不明森林の発生を防ぐ効果があるとの指摘がなされた。一方で、共有相続される場合や相続トラブルが発生する場合もあるのではないかと懸念が示された。これについて林野庁は、現行制度の下では、一人しか正組合員として指定できないため、複数の子供が経営に関与している場合であっても、後継者を一人に絞る必要があったため、場合によっては相続トラブルのもとになる懸念があることも一因となって、いわゆる後継者

²⁴ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

²⁵ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

²⁶ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

規定の活用が進んでこなかったとの認識を示した。一方、本法案により、後継者となり得る子が複数いる場合でも、全員が組合員になることが可能となるため、林業経営に携わりながら話し合いを進め、最終的な後継者や、林業経営の将来像や森林の相続について丁寧に決めていくことが可能となり、相続トラブルの発生防止にもつながるとの考えを示した²⁷。

(4) 実践的な能力を有する理事の配置

本法案においては、林産物等の販売事業を行う森林組合には、販売事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事を1名以上配置することを義務付けることとしている。

ア 想定される人物像

販売事業に関して実践的な能力を有する理事について、林野庁は、具体的には各森林組合で実態に応じて判断することになるが、例えば、森林組合の販売事業において中心的な役割を担っている職員、原木市場や森林組合の木材共販所に勤務した経験があり、木材販売に関するノウハウのある者を登用することなどが想定されると答弁した²⁸。また、令和2年度予算において新たに措置した林業経営を担う人材の育成を図るための予算²⁹を活用しながら、理事の育成、確保を図りたいとした³⁰。

イ 実践的な能力を有する理事の配置義務付けの例外

本法案において、森林組合の行う事業が森林整備事業だけの場合は、実践的な能力を有する理事の配置義務付けの対象外となるのか問われた。これについて林野庁は、当該規定は、森林組合のマーケティング力の強化を促進するものであるため、このような理事を配置することが求められる森林組合は販売事業を行う森林組合に限ることとしており、森林整備事業だけを行い販売事業を行わない森林組合は対象外であると答弁した³¹。

(5) 女性や若年者の参画促進

本法案により、森林組合は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が追加される。また、正組合員資格の拡大により、女性や若年者が森林組合に参画しやすくなることから、森林組合への女性や若年者の参画促進についても議論が行われた。

ア 農業協同組合の取組

正組合員に占める女性の割合は、農業協同組合（以下「農協」という。）が22.0%であるのに対し、森林組合が10.4%、理事に占める女性の割合は、農協が7.7%であるのに対し、森林組合が0.5%（いずれも平成29年度）と、非常に低く、また、農協と比較しても低い。

²⁷ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

²⁸ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

²⁹ 「林業成長産業化総合対策」のうち「現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策」の中に、新たに「森林経営プランナー」の予算が措置（395,597千円の内数）されている。

³⁰ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

³¹ 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号5頁（令2.5.27）

農協は、森林組合と比較して正組合員や役員に占める女性の割合が高いことから、これまでの農協の取組について問われた。これについて農林水産省は、農協の自主的な取組として、女性の正組合員加入、総代・理事への就任、各種委員会への参加を進める旨の決議をJA全国大会³²において行い、さらに、正組合員・総代・理事等に占める女性比率に関する数値目標を定め、各農協で取り組んできている旨、説明した。また、法律上も、平成28年4月に施行された改正農業協同組合法において、理事について年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定を設けた旨、答弁した³³。

イ 森林組合における女性の参画促進

森林組合における女性の正組合員・役員の比率が低いことから、その理由や、政策の中で参画促進の数値目標を掲げる必要性について問われた。森林組合における女性の参画について、藤木大臣政務官は、森林組合系統³⁴の自主的な取組が重要であるとした上で、令和2年秋に策定される系統運動方針において系統としての数値目標が決定されることも重要であり、農林水産省としても系統に働きかけていきたい旨、答弁した³⁵。

なお、森林組合に女性が少ない理由について、江藤大臣は、山の仕事は非常に危険で体力的にも厳しい職場であり、機械も農業と比べると大型であるなどの現場の事情から、女性が山に入ることは難しかったためとしている。ただし、販売・福利厚生等の他の部門で女性が活躍できる場面は多くあることから、山に入ることも含め、男女共同参画社会実現のため、森林組合系統の運動方針の策定に当たってのアドバイスをしていきたい旨、述べた³⁶。

(6) 事業の目的規定の改正

本法案により、森林組合法第4条の事業の目的規定から、森林組合が「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との規定（以下「非営利規定」という。）が削除され、「その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」との文言が追加された。

ア 非営利規定の削除

森林組合の事業の目的から非営利規定を削除する理由について、林野庁は、営利を目的としてその事業を行ってはならないとの規定が、森林組合が組合員の利益増進のためであっても利益を得てはならないという誤解を与えかねないためと説明した³⁷。

これに対し、誤解があることは法律から非営利規定を削除する理由にはならず、森林

³² 全国各地のJA（農協）の代表者が集まり、今後のJAグループ（JA及び指導・経済・信用・共済などの事業ごとに形づくられるJA連合会等から成る組織）の目指す方向などを決定する3年に一度開催される大会。

³³ 第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号20頁（令2.5.27）

³⁴ 市町村・郡段階の森林組合と、都道府県段階の都道府県森林組合連合会（県森連）、全国段階の全国森林組合連合会（全森連）の3段階で構成される系統組織。

³⁵ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

³⁶ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

³⁷ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号（令2.5.14）

組合が本来の地域を超えて大規模伐採を進めるのに非営利規定が邪魔になるから削除するのではないかと、との指摘もなされた³⁸。

イ 林業所得の増大への配慮規定の追加

林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならないという規定を追加することについて、林野庁は、組合員への利益の還元、森林組合の事業に従事する者の処遇の改善を促すためとしている³⁹。

これについて、地元の雇用を守るために赤字部門を継続し、黒字化の努力をしている森林組合がある中で、林業所得への最大限の配慮という規定が追加されれば、赤字部門を切り捨てる森林組合が出てくるのではないかと懸念が示された⁴⁰。

6. おわりに

衆参における論議では、販売事業の拡大を通じた森林組合の経営基盤の強化、森林組合への女性・若年者の参画促進、森林組合の事業の目的から非営利規定を削除する理由等について議論が行われた。衆参の附帯決議においては、森林組合に対する経営基盤の強化に向けた自主的な取組の支援、後継者等が正組合員となることや女性や若年者の理事への登用促進、地域林業の活性化・地域経済への貢献、人材育成・施業技術向上への支援、林業就業者の就業条件改善に向けた対策強化、森林整備の促進に向けた取組強化等が政府に求められた。

法改正により多様な連携手法が導入されるが、現行制度の下でも、輸出や安定供給に連携して取り組む事例があることから、新たな制度を活用して、販売事業を拡大し、山元に利益を還元していくことが期待される。また、実践的な能力を有する理事の配置義務付けや、正組合員資格の拡大等、理事会の活性化や組合員確保に資する改正も行われた。政府は、法改正により導入された制度を周知し、有効な活用を促進することが求められる。

目的規定の改正については、非営利規定を削除することに関する懸念も示された。非営利規定が削除され、利益を出すことは否定されるものではないということが明文化された一方で、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ」との文言が追加されるなど、森林組合には、引き続き、森林の有する公益的機能に配慮した事業を行うことが求められており、政府には適切な指導・助言が求められる。

(たなべ まゆこ)

³⁸ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

³⁹ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)

⁴⁰ 第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令2.5.14)